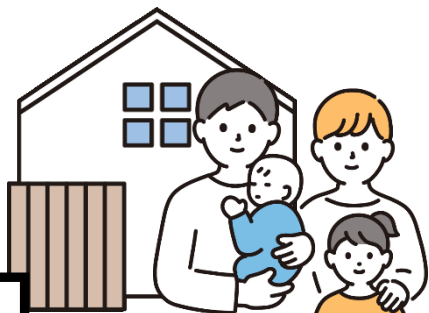


勤労者の皆様へ

新築・中古住宅の取得に対し、デジタル地域通貨
さむかわPayの行政ポイント5万ポイントを付与します！



電子申請の方はこちら



申請できる人

- ① 勤労者（事業所等に勤務し、使用者から賃金を支払われる者）（※1）であること
- ② 申請時、町内に取得した新築・中古住宅（以下新築住宅等）に定住（※2）していること
- ③ 取得した新築住宅等の所有者として登記していること
- ④ 取得した新築住宅等の居住者全員に納付期限の過ぎた町税等がないこと
- ⑤ 寒川町住宅リフォーム等建築工事推進助成事業の補助を受けていないこと

※1 パートタイム・アルバイト雇用等含む全ての勤労者のことを言います。

※2 定住とは生活の本拠を寒川町に置くことの意味をもって居住し、新築住宅等の所在地が住所として住民基本台帳に記載されていることを言います。

※3 ゼロカーボン推進対策設備等の制度と併用不可。

対象となる住宅

- ① 居住用の新築住宅等であること
- ② 床面積が60平方メートル以上であること
- ③ 中古住宅の場合は、昭和56年6月以降の耐震基準で建築されていること

交付額

- デジタル地域通貨さむかわPayの行政ポイント5万ポイントを付与します。

デジタル地域通貨さむかわPayとは…

町内の加盟店で1ポイント1円としてご利用いただけます。

詳しくは裏面をご確認ください。

申請について

- 令和8年4月1日から令和9年3月19日まで申請可能です。
- 取得住宅の所有者として全部事項証明書（建物）に記載された日（所有権保存の日）から**6ヶ月以内**に、必要書類を産業振興課へご提出ください。

<申請に関するお問い合わせ>

寒川町 環境経済部 産業振興課・商工労政担当

TEL：37-5184 FAX：74-2833

Eメール：sansin@town.samukawa.kanagawa.jp

寒川町ホームページ



申請から「行政ポイント」付与までの流れ

1

交付申請（申し込み）

次の書類を産業振興課へご提出ください。【申請者様と同居の方のみ代理提出可】

<申請に必要な書類>

- ① 寒川町勤労者個人住宅取得奨励事業行政ポイント付与申請書
- ② 個人情報閲覧に関する同意書
- ③ 取得した新築住宅等に係る登記事項証明書（建物）の写し
- ④ 取得した新築住宅等に係る居住用面積が明らかになる図面及び計算書の写し（部屋の間取りが分かるもの）
- ⑤ 取得した新築住宅等に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- ⑥ 就労証明書
- ⑦ その他町長が必要と認める書類（必要な場合は、町職員よりご案内します）

※①②⑥（規定の様式）は町ホームページからダウンロードすることができます。

寒川町勤労者個人住宅取得奨励事業

検索

2

付与決定の通知（申請の結果通知）

申請書類等の審査結果を、申請者に文書（郵送）で通知します。

3

デジタル地域通貨さむかわPayの行政ポイントの付与

産業振興課で、申請者のさむかわPayアプリに「行政ポイント」を付与します。

※注意事項 虚偽申請や不正な事実が確認された場合は、付与決定は取り消されます。

デジタル地域通貨さむかわPayについて



「寒川版地域通貨さむかわPay」は町内の加盟店でご利用いただけます。
※取扱加盟店はさむかわPayアプリのホーム画面下部にある探す（虫眼鏡マーク）または、下記二次元コードのリンク内「デジタル地域通貨さむかわPay」の「利用店舗」からご確認ください。



交付申請書の記入例

役場（産業振興課）窓口への提出時の日付をご記入ください

第1号様式(第5条関係)

(あて先)寒川町長

令和●年 4月 20日

寒川町宮山165番地

寒川 工事

〒74-1111

見本：①



さむかわPayアカウントナンバー 1237 44-5678-9012-3456

寒川町勤労者個人住宅取得奨励事業行政ポイント付与申請書

勤労者個人住宅取得奨励事業による行政ポイントの付与を受けたいので、次のとおり申請します。

申請ポイント	50,000 ポイント	新築・建て替え・中古 一律 50,000ポイント
所在地	寒川町 宮山165番地	取得住宅の所在地は住民票に記載されている住所を記入
所有者	寒川 工事	所有権が複数の場合は、連記または代表者(申請者)を記入
居住用面積	100.56平方メートル	検査済証に記載されている延べ床面積を記入
取得年月日 (登記年月日)	令和●年 4月10日	登記事項証明書の権利部(甲区) (所有権に関する事項)の受付年月日を記入
検査済証交付年月日	令和●年 4月 3日	検査済証の右上部に記載されている年月日を記入

添付書類

- (1) 個人情報に関する同意書
- (2) 取得した新築住宅等に係る登記事項証明書の写し
- (3) 取得した新築住宅等に係る居住用面積が明らかになる図面及び清算書の写し(部屋の間取りが分かるもの)
- (4) 取得した新築住宅等に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (5) 就労証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

登記事項証明書の取得【建物】

横浜地方法務局 湘南支局 案内図

作成日：30年2月8日

案内図	
所在地	〒251-8523
電話番号	藤沢市辻堂二丁目2番3号 電話：0466(35)4620
交通手段	JR東海道線「辻堂」駅東口改札北口出口から徒歩5分
取扱時間	午前9時00分～午後5時00分 ※土日・祝日・年末年始（12/19～1/3）の業務は行っておりません。
電子申請	インターネットでの申請もできます（申請時間：8:30～21:00） ☆インターネット申請の場合は割安となります。 600円 ⇒ 520円（郵送の場合）・490円（自分で法務局受取）

注意）登記事項証明書の申請時間・発行手数料はご自身で再度ご確認ください。

登記事項証明書：【全部事項証明】を提出

登記事項証明書は、

- 『表題部』 ・ 『権利部（甲区）』 ・ 『権利部（乙区）』 ・ 『共同担保目録』

最大で4つの欄が存在します。

『表題部』 ⇒ 土地や建物の物理的な状況が登記され記載されます。

『権利部（甲区）』 ⇒ 所有権に関する事項が記載され、現在の所有者、過去の所有者がわかります。

『権利部（乙区）』 ⇒ 所有権以外の権利に関する事項、抵当権などが記載されています。

『共同担保目録』 ⇒ どの不動産とどの不動産を担保にしてお金を借りているかがわかります。

建物に対する登記事項証明書「土地は不要」

(建物)

登記事項証明書

表題部

権利部（甲区）

権利部（乙区）

共同担保目録

様式例・2

表 題 部		(主である建物の表示)		図 割	[全五]	不動産番号	[全五]
所在国番号		[全五]					
所 在		特別区南郷町一丁目 101番地		[全五]			
家屋番号		101番		[全五]			
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積		㎡			
住宅	木造かわらぶき2階建	1階	80.00	原因及びその日付〔登記の日付〕			
		2階	70.00	平成20年11月12日新築 〔平成20年11月12日〕			
表 題 部		(附属建物の表示)					
券 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積		㎡		
1	物置	木造かわらぶき平家建	30.00		原因及びその日付〔登記の日付〕		
					〔平成20年11月12日〕		
所 有 者		特別区南郷町一丁目5番5号 法務五郎					
権 利 部 (甲 区)		(所有権に関する事項)					
順位番号	登 記 の 日 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項				
1	所有権保存	平成20年11月12日 第806号	所有者 特別区南郷町一丁目5番5号 法務五郎				
権 利 部 (乙 区)		(所有権以外権利に関する事項)					
順位番号	登 記 の 日 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項				
1	抵当権設定	平成20年11月4日 第807号	設定 1月4日金銭消費貸借同日 債権額 金4,000万円 利息 年2・60% (年3.65日割計算) 損害金 年1.4・5% (年3.65日割計算) 債務者 特別区南郷町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北郷町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南郷支店) 共同担保 日郷第2340号				
共 同 担 保 目 録							
記号及び番号		図部2340号		図割		平成20年11月12日	
券 号	担保の目的である権利の表示		順位番号	予 備			
1	特別区南郷町一丁目 101番の土地		1	[全五]			
2	特別区南郷町一丁目 101番地 家屋番号 101番の建物		1	[全五]			

取得年月日（登記年月日）の日付

検査済証とは！ 建築基準法関係規定に適合している証

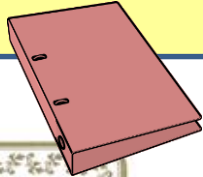
寒川町に新築する住宅は建築基準法第6条第1項に該当しますので、検査済証は必須となります。【適用除外区域はありません】

新築



建築基準法関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。
※ 確認済証交付で建築工事が開始できる。

検査済証は「確認済証」及び「居住用面積が明らかになる図面及び計算書」等と一緒にファイルにセットされている方が多いです



建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。
※建築基準法第7条第5項の規定により検査済証が交付される。

確認済証・検査済証はほぼ同様の様式です。

見本

株式会社フォレストサイド
代表取締役 森脇 淳 様

検査済証

確認済証交付年月日
第 13UD12T建00484-2 号
平成25年10月31日

ユーディーアイ確認検査株式会社
代表取締役 田辺 恵善

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第1項）の建築基準法第7条第5項の規定に適合していることと認められ、建築基準法第7条第5項の規定により検査済証が交付される。

確認済証交付年月日で間違い

平成25年7月26日

- 確認済証番号
- 確認済証交付年月日
- 確認済証交付者
- 建築場所、設置場所又は築造場所
- 検査を行った建築物又はその部分の概要

(1) 主要用途	一戸建ての住宅	
(2) 工事種別	新築	
(3) 延べ面積	a. 申請部分	80.62 m ²
	b. 申請以外の部分	0.00 m ²
	c. 合計	80.62 m ²
(4) 申請棟数	1 棟	
(5) 主たる建築物の構造	木造	
(6) 主たる建築物の階数	地階を除く階数(地上階数)	3 階
	地階の階数	0 階
(7) 建築物の名称又は工事名		
- 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定
- 検査年月日 平成25年10月29日
- 検査を行った確認検査員氏名 川田 弘一

建築主名（申請者名）で交付されます。

取得方法 ⇒ 購入された業者等に確認して下さい

居住用面積が明らかになる図面及び計算書



見本



図面

左図の様な部屋の間取りが分かる図面を基本とする。

また、計算書は下表の様に各階の床面積が記載されていること

計算書

1階床面積	50.25m ²
2階床面積	48.25m ²
延べ床面積	98.50m ²

居住用面積

登記申請で使用了した平面図及び計算書の資料でも良い。

【登記簿の資料にセットしてる方が多い】